

協議第 3 0 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 5 月 2 6 日提出

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会
会 長 太 宰 仁 三

慣行の取扱いについて

市章については新市発足までに選定し、新市において告示する。

市民憲章については、新市において検討する。

市のキャッチフレーズについては、総合計画の策定と併せて新たに制定する。

市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で 伝承していくよう調整する。

市の歌等については、合併後必要に応じ制作する。旧市町の歌はそのまま存続するものとする。

宣言等については、新市において新たに制定する。

行事・イベント等については、原則として現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。


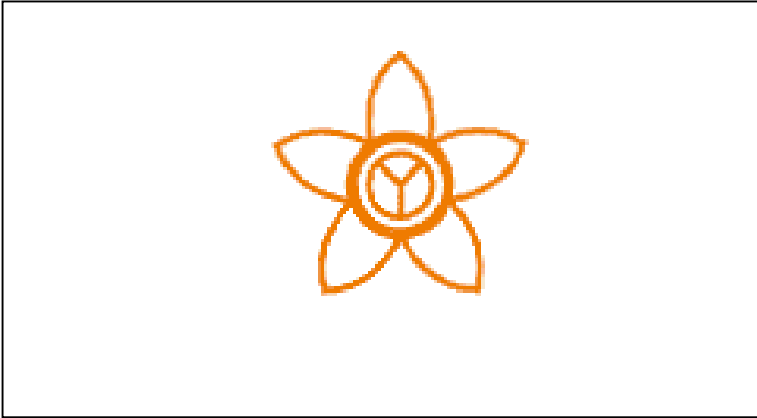


名誉市民制度については、新市において調整する。ただし、名誉市町民については、すでに各市町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。

平成 1 5 年 6 月 9 日確認

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目		
基本調整方針	<p>市章については、新市発足までに制定する。</p> <p>市民憲章については、新市において検討する。</p> <p>市のキャッチフレーズについては、総合計画の策定と併せて新たに制定する。</p> <p>市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。</p> <p>市の歌等については、合併後必要に応じ制作する。旧市町の歌はそのまま存続するものとする。</p> <p>宣言等については、新市において新たに制定する。</p> <p>行事・イベント等については、原則として現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。</p> <p>名誉市民制度については、新市において調整する。ただし、名誉市町民については、すでに各市町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。</p>			
現 況				
宇和島市	吉田町	三間町	津島町	調整の具体的内容
別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	市町章
基本調整方針	市章については、新市発足までに制定する。		
宇和島市		吉田町	
<p>【市章】(大正10年9月1日 制定)</p> 		<p>【町章】(昭和32年9月25日 制定)</p> 	
<p>意味等 大正10年9月1日当時の宇和島町は、隣村八幡村を合併し、市制施行と同時に市章を募集して市長が決定したもの。八の字を宇(ウ)の字で上下より囲み、円満なる発展を意味し図案化したもの。</p>		<p>意味等 昭和30年3月、新生吉田町が形成されたことを契機として町章のデザインを一般募集し、基幹産業のみかんの花の町章を決定した。</p>	
三間町		津島町	
<p>【町章】(昭和43年11月1日 制定)</p> 		<p>【町章】(昭和44年1月1日 制定)</p> 	
<p>意味等 「マ」を三つに組合せて三間を図案化したもので、団結、強調して円滑な発展をはかることを意味している。大正5年頃より三間村において使用していたものを、明治百年を記念して昭和43年11月10日成規とする。</p>		<p>意味等 かたかなのツシマを愛媛県指定天然記念物二重柿に図案化したもので、旧六か町村合併を六線にしてツシマを輪(和)でまとめ一丸を意味し、緑は町の躍進を表したものである。明治百年を記念し津島町章を制定するため、その図案を町職員並びに各学校の教職員より応募せしめた。</p>	

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	市町民憲章等
基本調整方針	市民憲章については、新市において検討する。 市のキャッチフレーズについては、総合計画の策定と併せて新たに制定する。		
	宇和島市	吉田町	具体的な調整内容
【市民憲章】 未制定		【町民憲章】 未制定	市民憲章については、新市において検討する。 市のキャッチフレーズについては、総合計画の策定と併せて新たに制定する。
【市のキャッチフレーズ】 未制定		【町のキャッチフレーズ】 「山なみに海とみかんがにあうまち」	
	三間町	津島町	
【町民憲章】 未制定		【町民憲章】(昭和60年10月12日制定) 山があり川があり海がある人情ゆたかな津島の町民であることに誇りとよるこびをもち活力と安らぎに満ちたふるさと津島をきづくためにこの憲章を定めます。 一、恵まれた自然を大切にし 美しい町をきづきましょう 一、健康でたくましく 明るい家庭をきづきましょう 一、働くよるこびに生き ゆたかな町をきづきましょう 一、人権を尊重し 心のかよう町をきづきましょう 一、教養を高め 文化のかおり高い町をきづきましょう	
【町のキャッチフレーズ】 「豊かさと新しさが交差する交流拠点のまち」		【町のキャッチフレーズ】 「豊かな自然 あふれる笑顔 やすらぎの町 津島」	

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	市町の木、花、鳥、歌等
基本調整方針	市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。 市の歌等については、合併後必要に応じ制作する。旧市町の歌はそのまま存続するものとする。		
	宇和島市	吉田町	具体的な調整内容
	<p>【市の花、木、鳥等】 市の花 「アンズ」 平成3年1月1日 制定</p> <p>市の木 「ウバメガシ」 平成3年1月1日 制定</p>	<p>【町の花、木、鳥等】 町の花 「みかんの花」 昭和63年10月 制定</p> <p>町の鳥 「めじろ」 昭和63年10月 制定</p>	<p>市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。</p> <p>市の歌等については、合併後必要に応じ制作する。旧市町の歌はそのまま存続するものとする。</p>
	<p>【市の歌等】 「ガイヤ」昭和63年7月 制作</p>	<p>【町の歌等】 「吉田きなはいや節」平成2年5月 制作</p>	
	三間町	津島町	
	<p>【町の花、木、鳥等】 町の花 「こすもす」 昭和54年10月10日 制定</p> <p>町の木 「くすのき」 昭和54年10月10日 制定</p>	<p>【町の花、木、鳥等】 町の花 「しょうぶ」 昭和59年8月8日 制定</p> <p>町の木 「やまもも」 昭和59年8月8日 制定</p> <p>町の鳥 「しらさぎ」 昭和59年8月8日 制定</p>	
	<p>【町の歌等】 「三間町音頭」昭和43年 制作 「うすひき唄」昭和59年 制作</p>	<p>【町の歌等】 「津島音頭」昭和30年頃 制作 「新津島音頭」昭和60年10月 制作 「津島恋唄」昭和60年10月 制作</p>	

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	宣言等
基本調整方針	宣言等については、新市において、新たに制定する。		
	宇和島市	吉田町	具体的な調整内容
世界絶対平和都市宣言 非核平和都市宣言決議 暴力排除安全都市宣言 「暴力団の根絶」決議 人権尊重都市宣言 敬老自治体宣言決議 「ゆとり創造宣言」に関する決議 交通安全都市宣言	昭和46年11月1日 議決 昭和60年12月21日 議決 昭和48年3月28日 議決 平成4年3月23日 議決 平成2年6月22日 議決 平成4年3月23日 議決 平成2年12月14日 議決 平成8年6月21日 議決	暴力排除都市宣言決議 北方領土早期復帰実現に関する決議 極左暴力集団による暴力的破壊活動の根絶に関する決議 北方領土の早期返還に関する要望決議 コメの輸入自由化反対宣言に関する議決 暴力団の根絶対策の推進に関する決議 地方拠点都市整備法の指定獲得に関する決議 人権尊重の町宣言決議 寄付金等を拒否する決議 非核平和の町宣言決議 シートベルト完全着用宣言の町についての決議 愛媛県立宇和島水産高校実習船「えひめ丸」の米原潜との衝突・沈没事故に関する決議 市町村合併に関する議決	昭和43年3月22日定例会 昭和55年12月22日定例会 昭和62年9月24日定例会 平成2年12月20日定例会 平成4年3月6日定例会 平成4年3月6日定例会 平成4年9月24日定例会 平成4年12月24日定例会 平成6年6月24日定例会 平成7年9月20日定例会 平成8年6月20日定例会 平成13年3月7日定例会 平成14年3月7日定例会
	三間町	津島町	
極左暴力集団による暴力的破壊活動の根絶に関する決議 地方議会権能の充実整備を図る地方自治法改正法案の早期成立について要望決議 国庫補助負担率の復元に関する緊急要望決議 税制改革における地方税財源の確保に関する緊急要望決議 過疎地域振興のための新規立法措置に関する要望決議 暴力団の根絶対策の推進に関する決議 米の輸入、自由化反対宣言に関する決議 地方拠点都市整備法の指定獲得に関する決議 人権尊重の町宣言 寄付金等を拒否する決議 非核平和の町宣言 「シートベルト完全着用宣言」に関する決議	昭和62年9月29日定例会 昭和63年3月23日定例会 昭和63年6月27日定例会 昭和63年6月27日定例会 昭和63年9月29日定例会 平成4年3月24日定例会 平成4年3月24日定例会 平成4年9月24日定例会 平成4年12月22日定例会 平成6年6月28日定例会 平成7年9月27日定例会 平成8年6月27日定例会	暴力排除宣言 シートベルト着用推進宣言 「暴力団の根絶」決議 人権尊重の町宣言 非核平和の町宣言	昭和48年3月17日定例会 昭和58年9月28日定例会 昭和62年9月28日定例会 平成4年12月24日定例会 平成6年12月26日定例会

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	行事・イベント等
基本調整方針	行事・イベント等については、原則として現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。		
	宇和島市	吉田町	具体的な調整内容
	定期闘牛大会(1月・4月・7月・8月・11月) 西江禅寺えんま祭り(2月14日～2月16日) 全日本大学選抜相撲宇和島大会(4月29日) 薬師谷溪谷そうめん流し(6月中旬～8月下旬) 日振島海開き(7月20日) 和霊大祭、うわじま牛鬼まつり(7月22日～24日) 秋祭り(10月) パールフェスティバル、産業まつり等(11月8日～9日)	吉田町駅伝競走大会(2月) ふれあい運動公園ガーデンプールオープン(7月1日～8月31日) 吉田町夏祭り本祭(7月) 吉田町フォトコンテスト(9月) きなはいや吉田三万石(10月上旬) 観光ミカン狩り(10月下旬) 吉田町秋祭り(11月3日) 芸能祭(11月上旬)	行事・イベント等については、原則として現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。
	三間町	津島町	
	四国のみち花のみちを健康で歩こう集い(4月下旬) 三間町納涼大会(8月13日) 町民運動会(9月) 町民祭(10月上旬) コスモスまつり(11月上旬) 統一秋祭り(10月第3日曜日) 中山池イルミネーション点灯(12月1日～1月15日) 卓球大会(1月) 美沼の里健康マラソン大会(2月)	潮干狩り(4月～5月) しょうぶまつり(5月25日～6月9日) 由良神社裸まつり、和船競漕(7月15日) 「すてきな笑顔に会える町」写真コンテスト(7月～10月) つしま夏祭り(8月17日) 津島かかしまつり(9月上旬) 南レクパールマラソン(10月下旬) 秋祭り(11月3日) しらうお&産業まつり(2月初旬)	

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	名誉市民制度
基本調整方針	名誉市民制度については、新市において調整する。ただし、名誉市町民については、すでに各市町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については合併時に調整する。		
	宇和島市	吉田町	具体的な調整内容
	<p>【名誉市民の称号を贈る条件】 (1)本市におおむね3年以上居住している者もしくは居住していた者または本市出身の者 (2)産業の振興、社会福祉の増進または学術、技芸等文化の進展に功績があった者 (3)市民が郷土のほこりとして尊敬する者</p> <p>【称号の進呈】 名誉市民の称号は、市長が議会の同意を得てこれを贈る</p> <p>【待遇及び特典】 (1)その功績を長く伝える方途を講ずること (2)名誉市民としての栄誉をたたえるに足る特典を付与すること (3)その他適当と認める待遇措置を行なうこと</p> <p>【名誉市民数】 5名</p>	<p>【名誉町民の称号を贈る条件】 (1)本町におおむね3年以上居住していた者又は本町出身の者 (2)自治の発展、産業の振興、社会福祉の増進又は学術、技芸等文化の促進に功績のあった者 (3)町民が郷土のほこりとして尊敬する者</p> <p>【称号の進呈】 名誉町民の称号は、町長が議会の同意を得てこれを贈る</p> <p>【待遇及び特典】 (1)その功績を永く伝え方途を講ずること (2)名誉町民としての栄誉をたたえるに足る特典を付与すること (3)その他適当と認める待遇所措置を行なう</p> <p>【名誉町民数】 6名</p>	名誉市民制度については、新市において調整する。ただし、名誉市町民については、すでに各市町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については合併時に調整する。
	三間町	津島町	
	<p>【名誉町民の称号を贈る条件】 三間町の町民又は三間町に特別に縁故の深い者で、町政の振興、文化の向上、産業の進展又は公共の福祉増進に貢献して、その事績が卓絶し功労特に顕著な者で、町民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値すると認める者には、三間町名誉町民の称号を贈る</p> <p>【称号の進呈】 町長が議会の同意を得てこれを贈る</p> <p>【待遇及び特典】 (1)町の公の式典への参列 (2)本人の生活に対する便宜の供与及び援護 (3)その他町長が必要と見とめる事項</p> <p>【名誉町民数】 3名</p>	<p>【名誉町民の称号を贈る条件】 (1)本町におおむね3年以上居住している者若しくは居住していた者又は本町出身の者 (2)産業の振興、社会福祉の増進又は、学術、技芸等文化の進展に功績があった者 (3)町民が郷土のほこりとして尊敬する者</p> <p>【称号の進呈】 称号は、町長が議会の同意を得てこれを贈る</p> <p>【待遇及び特典】 (1)その功績を長く伝える方途を講ずること (2)名誉町民としての栄誉をたたえるに足る特典を付与すること (3)その他適当と認める待遇措置を行うこと</p> <p>【名誉町民数】 4名</p>	

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 調整内容

協議項目	慣行の取扱い		関係項目		
先進事例・留意事項					
篠山市	さいたま市	潮来市	新潟市	東宇和・三瓶町合併協議会	留意事項
<p>(1)町章、町民憲章、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>(2)宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。</p> <p>(3)各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。</p> <p>(4)各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。</p>	<p>(1)市章、市の木、市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。</p> <p>ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。</p> <p>(2)市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。</p> <p>(3)都市間交流については、新市において継続する。</p> <p>(4)名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。</p>	<p>(1)市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。</p> <p>(2)市の花、木、鳥については当面、潮来町の花、木、鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花、木、鳥を制定することとした。</p> <p>(3)市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。</p>	<p>(1)市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。</p> <p>ただし、黒崎町の町民歌については黒崎地区の愛称歌として、黒崎町の木については黒崎地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。</p> <p>(2)市民憲章については、新潟市の制度に統一。</p> <p>ただし、黒崎町民憲章は黒崎地区の憲章として承継していくこととした。</p> <p>(3)行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。</p> <p>ただし、黒崎地区の出初め式は別途実施することとした。</p>	<p>(1)市章については、合併後公募により、制定する。</p> <p>(2)市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。</p> <p>(3)まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用も含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。</p> <p>(4)宣言については、合併後新たに制定する。</p> <p>(5)市の歌については、合併後必要に応じて製作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。</p> <p>(6)名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。</p> <p>(7)表彰については、合併後速やかに制度化を図る。</p> <p>(8)慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後に調整する。</p>	<p>1.市町村章 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>2.市町村の花、木、鳥、歌等 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>3.市町村の憲章、宣言 新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが、適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。</p> <p>4.市町村の行事 地域の伝統文化と結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくものである。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ統一することが適当である。</p>